

(令和3年4月21日制定)
(令和3年10月13日改正)

TORF算出・公表に係るコンティンジェンシー・プラン

株式会社QUICKベンチマークス

本プランは、株式会社QUICKベンチマークス（以下「QBS」という。）が公表する東京ターム物リスク・フリー・レート（以下「TORF」という。）について、関係諸施設の被災、停電等の事態（以下「非常事態」という。）の発生や、極度の市場ストレスの発生、レポーティング・ブローカーの減少等によって、QBSの意図に反してTORFの算出・公表が困難になる場合に備え、事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について定める。

なお、本プランにおける用語の定義については、本プランにおいて定めるほか、QBSの業務規程およびTORF行動規範に定めるところによるものとする。

1. 非常事態の発生に備えた事前の措置

(1) QBSおよび関係者における体制整備

①QBSは、何らかの非常事態の発生により、QBS本社におけるTORFの算出・公表に係る事務の遂行が困難となる場合に備え、そうした事態が生じた場合に、QBSのTORF算出・公表に係る事務を株式会社QUICK西日本総支社（以下「QUICK西日本総支社」という。）内に常駐するQBS業務部員（以下「大阪常駐者」という。）が実施する態勢を整備する。

②QBS、大阪常駐者、レポーティング・ブローカー、情報提供会社、算出等事務を委託している場合はその事務代行会社（以下、算出等事務を委託していない場合のQBS、算出等事務を委託している場合の事務代行会社を「算出者」という。また、レポーティング・ブローカー、情報提供会社および算出等事務を委託している場合の事務代行会社を総称して「関係者」という。）は、非常事態の発生に備え、非常事態発生時のTORF算出・公表に係る態勢整備のための適切な措置（コンティン

ジェンシー・プランの作成等)を講じるものとする。

(2)連絡先リストの作成・送付

QBSは、QBSの各部署、大阪常駐者および関係者の非常事態発生時の連絡先を記載したリストを作成し、関係者に送付する。

2. 非常事態発生時に実施する措置

非常事態発生時に実施する措置を以下のとおりとする。なお、QBSが非常事態の影響を受けることとなり、TORF算出・公表に係る事務を遂行することが困難と判断される場合には、以下に定める通り、QBSは大阪常駐者にその事務の一部または全部の遂行を依頼し、大阪常駐者が関係者にその旨を連絡のうえ、その事務を遂行することとする。この場合、本2.(1)および(2)における「QBS」は、2.(2)②を除き、「大阪常駐者」と読み替えて対応するものとする。

(1)非常事態発生時の連絡

- ①QBSは、非常事態が発生した場合には、その状況に応じ、関係者と連絡をとり、状況を把握する。
- ②関係者は、非常事態の影響を受けることより、TORFの算出・公表に影響が生じる可能性が生じた場合には、QBSおよび算出者にその旨を連絡するものとする。

(2)基本的な対応

①レポーティング・ブローカーのレート報告

- i)算出者は、レポーティング・ブローカーが算出者に対しインターネット経由でレート報告ができない場合には、QBS本社の業務部員が当該レポーティング・ブローカーを訪問し、予め取り決めた手順と手段にてレートの提供を受ける。(以下の②i)または②ii)の場合を除く。以下のii)においても同じ。)
- ii)算出等事務を委託している場合で、その事務代行会社がQBS宛にインターネットまたは専用回線経由で公表レートを連絡できない場合(報告の完了確認ができない場合を含む。)には、事務代行会社が公表レートをQBSに持ち込むこととする。

②算出態勢

- i) QBS 本社所在地周辺におけるインターネットや電話等の通信は利用可能だが、非常事態発生の影響でQBS 本社執務室が利用できない場合、算出・承認・公表業務はQUICK西日本総支社内のQBS 執務室（以下「大阪執務室」という。）において大阪常駐者が遂行し、公表業務に付随する関係者や関係当局との連絡はQBS 本社業務部員が担当する。この場合、QBS 本社業務部員と大阪常駐者は緊密に連携する。
- ii) 非常事態発生の影響でQBS 本社執務室が利用できず、QBS 本社所在地周辺の通信も利用できない場合、関係者や関係当局との連絡を含む一切の算出・承認・公表業務を大阪常駐者に移管し、大阪常駐者は大阪執務室で算出・承認・公表業務を遂行する。
- iii) 非常事態発生の影響でQBS 本社執務室、および大阪執務室のどちらも利用できないものの、QBS 本社所在地周辺の通信は利用可能な場合、算出業務の担当者と承認者はそれぞれ自宅等の安全に業務遂行ができる場所で算出・承認・公表業務を遂行する。ただし、この場合は電子機器で業務中の室内の映像を録画するなど、情報管理の徹底には最大限努力する。

③算出・公表時刻

- i) QBS は、現行の公表時刻（17 時頃）に間に合う最終締切時刻（16 時 15 分：注）まで、レポートイング・ブローカーからのレート報告を待つ。なお、この時点で2社以上の報告がある場合、現行の公表時刻に公表する。
- ii) 16 時 15 分を過ぎてもレート報告を行うレポートイング・ブローカー数が2社に満たない場合、16 時 30 分までレポートイング・ブローカーからのレート報告を待つ。16 時 30 分時点で2社以上の報告がある場合、公表時刻に公表することとするが、公表時刻に間に合わない場合は算出完了後 17 時 30 分までの間で速やかに公表する。
- iii) 16 時 30 分時点で報告を行うレポートイング・ブローカー数が2社に満たない場合、17 時までレポートイング・ブローカーからのレート報告を待つ。17 時時点で2社以上の報告がある場合、TORF レートを

速やかに算出し、遅くとも 18 時までには公表する。

- iv) 17 時時点で報告を行うレポーティング・ブローカー数が 2 社に満たない場合、17 時 30 分までレポーティング・ブローカーからのレート報告を待つ。17 時 30 分時点で 2 社以上の報告がある場合、T O R F レートを速やかに算出し、遅くとも 18 時 30 分までには公表する。
- v) 17 時 30 分を過ぎてもレート報告を行うレポーティング・ブローカー数が 2 社に満たない場合、遅くとも 18 時 30 分までに、前日の T O R F レートを当日のレートとして公表するとともに、その旨を公表する。
- vi) Q B S は、レポーティング・ブローカーからレート修正の締め切り時刻（16 時 15 分）以降で公表までの間にレート修正の申し出を受けた場合や、算出システムの障害等により、公表時刻での公表に間に合わないと判断される場合には、速やかに公表が遅延する旨を公表するとともに、遅くとも 18 時までに公表する。

（注）「T O R F 業務規程」および「T O R F 行動規範」では、15 時 15 分までにレートを報告することとなっている。

④公表

- i) 公表は、原則として、通常時と同様、情報提供会社経由とする。
- ii) Q B S が、情報提供会社からの公表が困難と判断した場合には、Q B S は T O R F レートを Q B S のホームページで公表するとともに、外部から非常事態の発生の事実および Q B S の対応状況の確認が可能となるよう対応する。なお、情報提供会社からの公表が可能になり次第、順次情報提供会社からの公表を実施する。

⑤情報管理態勢

Q B S 本社執務室または大阪執務室で算出・公表に係る事務を遂行するにあたり、非常事態発生や機器の故障等の理由で設備・機器の一部または全部を利用できない場合は以下の通りとする。

- i) 執務室内のネットワークや電源等の問題で算出・承認・公表業務に用いる専用 P C が利用できない場合は、当該執務室は利用不能とみなし、上記 2. (2)② i) から iii) に従い公表に係る事務を遂行する。

ii) 何らかの理由で監視カメラまたは監視カメラの録画装置が利用できない場合は、入退室の管理装置が正常に動作していることを条件に、公表に係る事務を遂行する。ただし、公表後速やかに監視委員会室を通じて監視委員会に報告する。

iii) 何らかの理由で入退室の管理装置が正常に動作しない場合、監視カメラおよび監視カメラの録画装置が正常に動作していることを条件に、公表に係る事務を遂行する。ただし、公表に係る事務の遂行中の執務室内の人員は記録し、TORF公表後に監視委員会室に提出する。

iv) 何らかの理由で入退室の管理装置と監視カメラ・同録画装置の双方が利用不能な場合、当該執務室は利用不能とみなし、上記2.(2)②i)からiii)に従い公表に係る事務を遂行する。

(3) 広域大災害発生等の場合の取扱い

広域大災害発生時等、上記2.(2)③によらずにTORFの公表を中止することが適切と判断される場合には、QBSの社長の決定により、TORFの公表の中止を決定し、これを公表する。また、QBSの社長が事故等により、その職務を行えない場合には、次に掲げる者が、当該順位で社長の職務を代行するものとする。なお、この場合には、前日の公表レートを当日のTORFとする。

① QBSの取締役

② 取締役会が事前に指定した者

3. 極度の市場ストレスの発生の場合の対応

(1) QBSは、極度の市場ストレスが発生した場合においても、原則として、TORFの算出・公表を行う。

(2) 上記市場ストレス時において、レポーティング・ブローカーの一部からレート報告が行われない等の事態が発生し、16時15分を過ぎても、レートを報告するレポーティング・ブローカー数が2社に満たない場合には、上記2.(2)③ii)からv)の手続によりTORFの算出・公表を行う。この場合の公表については、上記2.(2)④i)、ii)および(3)に準じる。

4. レポートイング・ブローカーの減少等の対応

QBSは、上記以外の何らかの事情によってレポートイング・ブローカーの一部がレート報告を取りやめ、当日16時15分を過ぎても、レート報告を行うレポートイング・ブローカー数が2社に満たない場合においては、上記3.(2)に準じて対応する。

レポートイング・ブローカーによるレート報告の取りやめが継続する場合、QBSはかかる事態を早期に解消するために、レポートイング・ブローカーの追加等の必要な措置を検討、実施する。

5. 本プランの改正

本プランの改正は、監視委員会の確認と承認のうえ、取締役会の決定によるものとする。

6. その他

本プランの運用に必要な事項は、事務取扱要領で定める。

また、事務取扱要領の改正、ならびに、本プランおよび事務取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて、取締役会が決定する。

附 則

1. このコンティンジェンシー・プランは、令和3年4月26日から施行する。

2. 改正

令和3年10月13日